

「試行排出量取引スキーム」における
「自主行動計画非参加企業向け モニタリング・算定・報告ガイドライン案」
「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン案」
及び「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項案」
に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

平成 21 年 6 月 5 日
試行排出量取引スキーム運営事務局
（内閣官房、経済産業省、環境省）

1. 意見募集の概要

「自主行動計画非参加企業向け モニタリング・算定・報告ガイドライン案」「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン案」及び「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項案」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 21 年 4 月 3 日（金）～平成 21 年 4 月 16 日（木）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、経済産業省及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAX のいずれか

2. 提出された意見数

「自主行動計画非参加企業向け モニタリング・算定・報告ガイドライン案」

意見提出者数：28 個人・団体
のべ意見数：49 件

「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン案」

意見提出者数：8 個人・団体
のべ意見数：32 件

「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項案」

意見提出者数：2 団体
のべ意見数：8 件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

試行排出量取引スキームにおける「自主行動計画非参加企業向け モニタリング・算定・報告ガイドライン(案)」等
に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について(整理表)

平成21年6月5日
試行排出量取引スキーム運営事務局
(内閣官房、経済産業省、環境省)

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
①自主行動計画非参加企業向け モニタリング・算定・報告ガイドライン(案)について		
頁		
I-9	3.2.2 敷地境界に変更があった場合の対応	事業買取等により敷地境界に変更が生じた場合の対応方法に関する原則を定めるべき。WRI/WBCSDのGHG Protocolでは、変更の内容に応じて基準年度排出量の値の調整を行う旨を定めており、本ガイドラインにおいてもこれを原則とすべき。
I-10 I-13 I-29 II-15	3.3.1 対象となる活動 3.4.1 排出源の定義 5.1 温室効果ガス排出量の算定 第2章 電気事業者から供給された電力の使用 (2) 排出係数	コジェネレーション等自家発電設備利用により、発電所の排出量の削減に寄与した分を事業者の排出量から控除する算定方法を採用すべき。 電力排出係数については、本案のとおり、自主行動計画同様、「全電源平均」を使用することが適当である。
I-19 I-21 I-22	4.1 モニタリングポイントとモニタリングパターン 4.2 モニタリングの事例	当該箇所の【例2】【例3】では、重油タンクの在庫変動による影響が軽微な場合とそうでない場合について区別を行っているが、在庫変動による影響の大小は「使用量に占める在庫変動量の割合」の大小であることを示すべき。また、影響が軽微であると判断するための基準値を設定すべき。モニタリングに当たっては、在庫変動による影響の大小にかかわらず、在庫変動を考慮すべき。
I-35	4.5.1 モニタリングにおける計量器の役割	「(1)活動量をモニタリングする場合」に、「計量法第143条に基づく登録事業者による校正(JCSS校正)を利用する場合は、校正周期や校正後の計量器の経年変化についてルールを定めて管理することが必要である。」と加えるべき。
		「(2)単位発熱量、排出係数をモニタリングする場合」に、「試験を実施する試験所は工業標準化法(JIS法)57条に基づく登録(JNLA登録)を受けている試験所であることが望ましい。」と加えるべき。
I-41	第6章 検証	検証の定義について、「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン(案)」における表現との整合性が図られるべき。
I-45	6.4 検証結果の評価	「購買量データを使用する場合、検針日等により期ずれが発生するが、おおむね算定対象期間に相当する使用量であれば期ずれは不要」とする方針は、排出量算定における正確性確保の観点から不適切。
I-45	6.5 検証報告書	重要性の基準値について、「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン(案)」との整合性を図るべき。
II-11	1.4 気体燃料(LPG、都市ガス、LNG等)の使用	当該ページの脚注8について、低圧供給、中圧供給の間でゲージ圧の設定値に差が設けられているような印象を受ける。ガス会社の事業実態を踏まえて、ガイドラインの使用者に誤解を与えぬよう、以下の通り書きぶりを修正すべき。 「8 例えば、東京ガスの場合、一般家庭など低圧供給ではゲージ圧2kPaで供給され、請求書上の使用量は圧力換算されており、工場や商業ビルなどの中圧供給ではゲージ圧2.5kPa以上で供給され、請求書上の使用量は0.981kPaに換算されている。したがって、標準状態体積への換算では、低圧供給ではゲージ圧2kPa、中圧供給ではゲージ圧0.981kPaを使用する。」
II-19	4.1 対象工場・事業場外に供給した電気・熱の発生に係る排出(2)算定式	コージェネレーションシステムのように、電気と熱を同時に生成するシステムについては、本案のように生成された電気・熱の比で按分する方法ではなく、温対法の「電気事業者ごとの排出係数の算出および公表について」でも定められているとおり、電気・熱を作る際に必要とされる一次エネルギー量をそれぞれ仮定し、コージェネレーションシステムから排出された二酸化炭素の量をこの一次エネルギーの比率で按分するほうが、より実態に即しており適切である。
-	全般関係	中小企業の負担・コスト軽減という見地から、本ガイドラインは可能な限り簡便であることが望ましいため、本ガイドラインはあくまでも参考資料とすべき。
-	自主行動計画との関係	本ガイドラインは、自主行動計画非参加企業のみを対象とするものだが、自主行動計画参加企業に対しても、モニタリング・算定・報告基準が明確に示され、一般に公表されるべきである。
-	表現の適正化	第三者検証機関による排出量検証のガイドライン(案)との整合性等の観点から、表現の見直しを行うべき。
		御指摘を踏まえ、検証ガイドラインとの整合性を確保するため、「本スキームにおける検証機関による「検証」は、算定報告書に記載された情報が、モニタリング、算定及び報告の基準である「自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン」(自主行動計画参加企業の場合は、各自主行動計画上のモニタリング・算定・報告に関するルール)に準拠して作成され、全ての重要な点において適正に表示されているかどうかを確かめるために、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を、算定報告書の利用者である政府(試行排出量取引スキーム運営事務局)に、検証報告書によって伝達する体系的なプロセスとして実施される合理的保証業務である。」と修正いたしました。
		御指摘を踏まえ、低圧供給、中圧供給の間でゲージ圧の設定値に差が設けられているような印象を受ける。ガス会社の事業実態を踏まえて、ガイドラインの使用者に誤解を与えぬよう、以下の通り書きぶりを修正すべき。
		御指摘を踏まえ、重要性の基準値を一律5%と修正いたしました。
		御指摘を踏まえ、より実態に近いと考えられる算定方法がある場合には、それに従うことも可能です。
		本ガイドラインは、中小企業がモニタリング・算定・報告に際して迷うことがないよう、既存法令等と整合性を取りつつ必要最小限の要求事項や具体例等を示したものです。
		試行排出量取引スキーム実施要領「II.1 自主行動計画参加企業に適用されるルール」において「排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。」と記載している通り、個々の業界ごとに定められている考え方を明らかにすることとしております。
		御指摘を踏まえ、重要性の記述等について表現の適正化を行いました。
		敷地境界が変更されてもバウンダリに変更がない場合は、目標設定の見直し等は不要です。一方、バウンダリにも変更が生じる場合は、所管部局の審査及び運営事務局の確認による所要の手続きを経て目標設定の見直しを実施することとなります。
		本スキームにおいては、バウンダリ外の排出量の増減については勘案しないこととしております。
		実施要領において、自主行動計画との整合性を踏まえ、自主行動計画の評価・検証制度において用いられる係数(電事連が公表する当該年度の全電源平均)とするとしていっております。
		通常の操業状態においてはタンクの在庫変動は一定幅に収まると考えられるため、重要性に影響を与えないと考えております。なお、算定報告に当たっては、その誤りが重要性の基準値5%の範囲を超えない範囲で適切に実施いただくこととなります。
		今回の意見募集の対象範囲外の御意見ですが、今後の業務の参考にさせていただきます。
		今回の意見募集の対象範囲外の御意見ですが、今後の業務の参考にさせていただきます。

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
②第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン(案)		
頁		
-	<p>本ガイドラインは、ISO14064-3と整合性をはかっているとしているが、企業会計審議会資料、日本公認会計士協会資料を参考にしている旨も明記すべき。また、ISO14064-3は、財務情報以外の情報に関する保証業務基準であるISAE3000の概念を参考にしただけであり、これについても触れるべき。</p> <p>本ガイドラインのような保証業務に関する基準等は、保証業務に関する他の個別基準や実務的蓄積が構成する全体的な基準体系の中に位置付けられて構築されるべき。</p> <p>別途定める「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項」により本ガイドラインが規定されるかのような表現となっており、適切な表現とすべき。</p> <p>本ガイドラインの構成について、四角囲み枠外の記載は要求事項ではないとしているが、要求事項ではないガイダンスの扱いの位置付けを明確にする必要がある。特に、「望ましいもの」、「望ましい」とはどの程度の要求水準なのかを定義すべき。</p>	<p>本ガイドラインはISO14064-3と整合性をはかっており、同ISO規格において列記されている参考文献 (ISAE3000等) については、すでに整合的なものであるとして、参考とした旨は明記していません。一方、企業会計審議会資料及び日本公認会計士協会資料等の、同ISO規格で参照されていないが本ガイドライン上では明らかにすべき文献については、これらを踏まえた旨を脚注に追記いたしました。</p> <p>ISO14064-3はISAE3000のような保証業務に関する他の基準も参考とした上で、体系的に整備されております。実務的蓄積については、ISO14064-3や本ガイドライン等をもとに行われた業務により蓄積が進むものと考えております。</p> <p>本ガイドラインは前述の通りISO14064-3と整合性をはかって作成されており、同ISO規格は温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証に係る仕様並びに指針を取りまとめたものです。他方、別途定める「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項」はISO14065に準拠して作成されており、同ISO規格は温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項で、ISO14064-3との整合性を踏まえ定められたものです。これらの関係が分かるよう、適切な表現といたしました。</p> <p>四角囲み枠外の記載の位置づけについては「要求事項の解釈や検証業務を円滑に進める上で参考となるような解説や具体例などを記載している」と記載しております。なお、ISO規格では、「望ましい」等の推奨事項の定義について、「他の可能性に言及せずあるいはそれを排除せず、複数の可能性の中から一つの可能性が特に適切であること、又はある措置が好ましいが必ずしも必須ではないこと」としており、本ガイドラインもそれに準拠しています。御指摘を踏まえ、脚注に定義を追記しました。</p>
2~	<p>「合理的保証」業務では、例えば以下のような相互に関連性のある系統だった業務プロセスを経て、十分かつ適切な証拠を得る必要があり、本ガイドラインに明確にすべき。</p> <p>① 主題及び内部統制を含む業務環境の理解 ② 業務環境の理解に基づく主題情報に重要な虚偽の表示が存在するリスクの評価 ③ リスクの評価に応じ、業務全般の計画の策定、実施すべき手続の種類、実施の時期及び範囲の決定 ④ 識別されたリスクに明確に関連付けられた手続の実施 ⑤ 証拠の十分性及び適切性の評価</p> <p>「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」(平成16年11月29日、企業会計審議会)より</p> <p>また、意見形成にあたって、「証拠の入手」のみならず、「合理的基礎を得ること」も重要であることを明記すべきである。</p>	<p>御指摘の事項はISO14064-3に規定されておませんが、参考となる他分野の事例として、p16【(解説)保証水準と合理的保証】の中で紹介いたしました。</p>
16	<p>現在の分析・測定技術については技術的な制約はほとんどないため、「技術的な制約」の削除をすべき。</p>	<p>技術的な制約として、計測器の器差等があります。</p>
17	<p>1.3 役割と責任</p> <p>検証の判断基準については、算定報告書に記載される「算定方法」が重要であるが、自主行動計画参加企業にはモニタリング・算定・報告ガイドライン(算定方法)が示されていないため、検証機関には適切な規程の基本的要素が示される必要がある。</p>	<p>自主行動計画参加企業の検証の判断基準となる「算定方法」については、試行排出量取引スキーム実施要領「II.1 自主行動計画参加企業に適用されるルール」において「排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。」と記載している通り、個々の業界ごとに定められている考え方を明らかにすることとしております。</p>
2	<p>1.4 行動規範</p> <p>意見表明の根拠をどのような対象に明らかにすべきか記載がないため、誤解を招かないよう表現を修正すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検証機関及び検証人は意見表明の根拠を、少なくとも当該検証を受けた目標設定参加者及び算定報告書の利用者である政府に対して明らかにしなければならない旨を解説として追記しました。</p>
22.33.51	<p>2.3 重要性</p> <p>「保証の許容限度」や「打ち切り点」の定義が不明瞭。また、保証業務における重要性概念との整合性についても確認が必要である。</p> <p>重要性の量的基準値については要求事項に記載して、すべての検証機関・検証人が遵守すべき基準とする必要がある。</p>	<p>「保証の許容限度」や「打ち切り点」については、これらが記載されている解説内において関連する記述がなされております。また、ISO14064-3で想定されている保証に関する規定に見られる重要性と整合的です。</p> <p>御指摘の通り、重要性の量的な基準値については、要求事項として記載すべきと考えられ「本スキームにおける重要性の量的基準値は、二酸化炭素総排出量の5%とする。」と追記しました。</p>
30	<p>3.3 リスク評価</p> <p>「内部統制」を示すと考えられる説明が複数存在するが、内部統制の理解や評価はリスク評価において極めて重要であるため、定義やそれぞれの関係性を明確にすべき。</p> <p>固有リスクについては「排出活動の性質から算定報告書に重要な誤りが含まれるリスクであり、事業環境もこれに影響をあたえる」とある。ここでいう「事業環境」については、目標量に対する排出量の大幅超過の可能性や排出権価格の高騰といった排出量や排出量取引に関わる環境要因に限定したものか。</p>	<p>本ガイドラインではISO14064-3に準拠して「GHG情報システム及びその統制手続」へ依拠した検証を認めるとし、この場合の検証に対する説明を行っております。なお、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(平成19年2月15日、企業会計審議会)に示されている内部統制の概念的枠組みは、GHG情報システム及びその統制手続においても参考となるものであり、定義や関連性等については、【参考1】及び【参考2】に記載し明確にしております。</p> <p>「事業環境」については、燃料価格の変動や同業他社の競争状況の変化なども想定しており、排出量取引に関連した事業環境に限定したものではありません。</p>
31.35.39.70	<p>日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書を参考資料としているが、古い報告書が参照されている。</p>	<p>御指摘を踏まえて、最新の監査基準委員会報告書を参照するよう修正しました。</p> <p>【p.31, 3行目】参考：日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第28号「監査リスク」を参考に作成 【p.40, 囲み内24行目】参考：日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書第1号「分析的手続」</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
33	3.4 計画すべき事項	「GHG情報マネジメントシステム及びその統制手続」という表現は不適切であり、「GHG情報システム及びその統制手続」とすべき。(ISO14064-3では、GHG information system and its controlとされているため)	御指摘を踏まえ、「GHG情報マネジメントシステム及びその統制手続」を「GHG情報システム及びその統制手続」と修正いたしました。
37		サンプル抽出方法に「③トン単位の抽出法」があげられているが、抽出対象は「トン」単位とは限らないので、「物量」等、表現を工夫すべき。	本項目はサンプル抽出方法のあくまで一例として提示しているもので、「トン」単位に限定したものではありません。なお、排出量については「トン」単位で取り扱われる場合が多いため、「トン単位の抽出法」を例示しております。
43	4.1 敷地境界・排出源の検証	モニタリング方法が、購買量に基づく方法か、実測に基づく方法かにより、排出源の網羅性の確保について意義や検証手続が違ってくる点について記載すべき。	御指摘の内容は、「4.4 活動量の検証」の【(解説)検証ポイント】に記載されております。
44	4.2 算定対象範囲(バウンダリ)外の検証	本要求事項では、算定対象範囲から除外された排出源について、除外した理由の合理性を検証することを求めているが、ISO14064-3の要求事項にはない。また、自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン(案)において、算定対象外における排出源及びその合理性の検証については記載がなく、当該項目と矛盾している。	御指摘を踏まえ、4.2項を削除いたしました。
		自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン(案)では、省エネ法等のバウンダリを適切に活用して、排出源の特定及びバウンダリの確定を行うことが可能としている。バウンダリが適切に設定されている状況で、改めてバウンダリ外の検証を要求することは、事業者にとってコストや負担が増えるのではないかと。	
46	4.5 排出量計算の検証及び算定報告書の表示の検討	算定報告書の表示の「検討」という表現について、期待されている行為が不明瞭であり、「評価」または「確認」とった表現とすべき。	御指摘を踏まえ、表題を「4.5 排出量計算の検証及び算定報告書の表示の確認」と修正いたしました。それにあわせて、要求事項についても、「検討」という表現を「確認」と修正しました。
12.51.55	6.3 検証報告書の発行	「検証報告書は対象とした算定報告書に添付し、両者一体となった形で発行しなければならず」とあるが、検証報告書と算定報告書は別の主体により異なる目的・責任のもとに発行されるため、表現が不適切。	御指摘の主旨を踏まえ表現を明確にするために、「検証報告書は、検証の対象とした算定報告書を添付して発行しなければならない。」と修正いたしました。
		p.51に「様式 検証実施報告 別添3」との記述があるが、公表されていない。	検証実施報告の様式については、今後適切に定めてまいります。
		本スキームの信頼性を高めるために、陳述書(経営者確認書)の入手は必須とすべき。	御指摘の点については、ISO14064-3の要求事項ではないため、原案どおり「入手することが望ましい」といたします。
57	参考資料	引用やサンプリングの説明について、理解しづらい箇所がある。参照しやすく、わかりやすい表現等となるよう検討すべき。	御指摘を踏まえ、理解しやすい表現としました。
-	全般	「検証チーム」、「検証人」、「リーダー」、「チームメンバー」の関係および用語の定義が不明瞭。	御指摘の点については、「2.1 検証体制」等に記載されております。
		中小企業にとって負担やコストがかからないように、可能な限り簡便な検証方法とすべき。	今後の試行排出量取引スキームの運営上の参考とさせていただきます。
		検証にかかる工数や費用等がどの程度となるかガイドラインからは把握し難く、受審企業の負担軽減のために明記すべき。	検証費用や工数については、検証機関毎、目標設定参加者の事業内容毎に異なり、これについて言及することは、本ガイドラインの範疇を超えるものと考えます。
		複数事業所検証における往査事業所の対象範囲が定量的に与えられておらず、各検証機関の判断に委ねる扱いとされている。検証機関によって工数とコストに相当のばらつきが生じ、検証意見の水準に差が出るおそれがあり、本スキームにおける検証業務が成熟するまでの期間は、定量的な判断基準を与えるべき。	本ガイドラインでは、複数事業場を擁する個別企業単位及び企業グループ単位の排出量情報の検証において特に注意すべき事項や要求される手続の補足事項を点線の囲み枠内及び【参考4】に記載し、往査対象事業所の選定に対する判断基準も示しておりますので、これに従っていただくことで検証機関ごとの判断のばらつきは抑えられるものと考えております。なお、本スキームでは、検証に対する保証水準として「合理的保証」を求めているところです。
		保証業務として対応が必要と考えられる点についての規定が網羅的になされているか、確認すべき。特に重要な項目の例としては、不正への対応、分析の手続、経営者確認書および専門家の業務の利用などがある。	本ガイドラインでは、ISO14064-3に基づき、保証水準の担保のために必要と考えられる項目(分析的手続等)について言及しております。
		制度全体の品質管理についての規定を設けることが重要。検証機関の業務実施状況の適切性を評価する仕組み、その評価能力を有する人材の育成などについて検討すべき。	今後の試行排出量取引スキームの運営上の参考とさせていただきます。
		電力排出係数については、本案のとおり、「全電源平均」を使用することが適当である。	今回の意見募集の対象外の御意見ですが、今後の業務の参考にさせていただきます。なお、当該内容については実施要領において規定しているところです。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
③検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項(案)			
頁			
1	ISO14065との関連性	ISO14065は金銭的取引を前提とする排出量取引制度における検証業務について定められたものではない。金銭的取引を伴う本スキームにおいて、検証業務の実効性の確保と、リスクの観点から、検証機関に対する要件は別途定められるべき。これより、本ガイドラインがISO14065に「準拠している」という記述は「参考としている」あるいは「可能な限り整合性を図った」という形で書き換えられるべき。	ISO14065については、排出量取引制度全般に対する検証業務を想定したものです。また、本書はISO14065の規定を忠実に和訳したものであり、原案のとおり「準拠」という扱いといたします。今後、ISO14065のJIS化作業の進展等を踏まえて、必要に応じ適切に本ガイドラインの用語等の修正をはかってまいります。
10	2.4 公平性	第三者検証の有効性を脅かす要因となり得る利害関係等について、具体例を示すべき。	御指摘の点については、「2.4.2 利害相反の回避」の枠外に示しております。
		本書では主に「公平性」と「利害相反の回避」について要求しており、「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン(案)」では「独立性」についての要求をしているが相互の関係が分かりにくい。相互の関係の明確化と体系的な説明が必要である。	本書はISO14065に準拠しており、また「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン(案)」はISO14064-3と整合性をとって作成しておりますので、「独立性」、「公平性」及び「利害相反の回避」についてはそれぞれ各ISO規格で規定される通りです。
14	3.6 外部委託	本書では、外部委託に関する禁止事項がない業務について、検証機関は外部委託することができるかと規定している。「2.4.2 利害相反の回避」において「検証意見の検討および表明を外部委託してはならない」とあるが、検証業務は概要の把握から検証報告書の提出まで一体の業務であり、業務を容易に区分できるような性質のものではない。効果的な検証業務を行う観点から、外部委託は禁止すべき。	ISO14065においては外部委託に関する規定がなされており、同ISO規格に準拠した本ガイドラインに従うことで検証の公平性は担保されると考えます。なお、外部委託は、同ISO規格では禁止されないところです。
15	4.1 目標設定参加者への情報	「検証機関は、目標設定参加者に対し、以下の情報を提供しなければならない。」に続く「f) 目標設定参加者は、検証に言及すれば、検証報告書を利用する権限が与えられているという、検証報告書の管理方針」という表現の意味が分かりにくい。	御指摘を踏まえ、「f) 目標設定参加者が受けた検証につき言及することを承認する文書の管理方針」と修正いたしました。
-	全般	本書の内容のみでは、検証機関により検証の内容にかなりの幅が生じると予想され、適切なガイダンスの発行が望まれる。また、検証機関認定に関する公平性や検証機関の業務実施状況の適切性を評価する仕組み、その評価能力を有する人材の育成などについて検討すべき。	今回の意見募集の対象範囲外の御意見ですが、今後の業務の参考にさせていただきます。
-	表現の適正化	用語の使用など統一されていない部分があり、それぞれの理解を促進するために、整合性を図ることが望まれる。	御指摘を踏まえ、用語の統一(「保証のレベル」→「保証水準」、等)をはかりました。なお、今後、ISO14065のJIS化作業の進展等を踏まえて、必要に応じ適切に本ガイドラインの用語の修正等をはかってまいります。

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
④その他、制度全般的な事項について		
頁		
-	<p>排出量取引について</p> <p>CO2による地球温暖化が科学的に証明されているとは言えない。仮に温暖化との関連が証明されたとしても、温暖化により環境が大きく変化し地球的に壊滅的な被害が発生するとも言えない。</p> <p>日本は既に非常にエネルギー効率が高い産業構造となっており、一般家庭でも省エネが進んでいる。仮に排出量を算出して目標などと定めるとするならば、GDPに対する排出量で制限するのが最も妥当かつ公平な仕組みといえる。</p> <p>現在検討されている排出量取引には反対である。</p>	<p>今回の意見募集の対象範囲外の御意見ですが、今後の業務の参考にさせていただきます。</p>